

沖縄県公安委員会告示第144号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

令和4年9月12日

沖縄県公安委員会

遊技機の種類	型 式 名	型式試験番号	製 造 業 者	検 定 番 号
回胴式	S / 忍者じゃじゃ丸くん / B J	1S161100	東京都江東区有明三丁目7番26号 有明フロンティアビルA棟 株式会社アクロス	1 S 1 6 1 1